霧島市農地利用最適化推進委員募集要項（再募集）

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が令和６年４月３０日で満了となるため、以下のとおり推進員を募集します。

なお、推進委員の活動は、主に担当区域内での活動となります。

１　募集人数

２１人

国分地区：４人、溝辺地区：４人、横川地区：２人、牧園地区：４人、霧島地区：２人

隼人地区：２人、福山地区：３人、

２　任期

霧島市農業委員会が委嘱する日から令和９年４月３０日まで

３　身分

霧島市の特別職の非常勤職員

４　報酬

月額　４５，０００円

５　主な職務

農地等の利用の最適化の推進に関する業務

①　担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動

②　遊休農地の発生防止・解消に向けた活動

③　新規参入の促進のための活動

④　農地中間管理機構との連携活動

⑤　その他、地域の農業振興に向けた活動　など

６　推薦を受ける者及び応募する者の資格

推進委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（１）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（４）　霧島市の職員

７　推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、下記添付書類を添えて、郵送または持参により霧島市農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（1）　提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合 ※推薦人は３名以上必要です。	第１号様式
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	第２号様式
自ら応募する場合	第３号様式

（2）　添付書類

・個人情報の取扱に関する同意書（別添１）

・被推薦者又は応募者が市外居住者の場合は住民票（発行後３カ月以内）

（3）　様式の入手方法

提出書類は、農業委員会事務局、農政畜産課、各総合支所市民生活課の窓口に備えるほか、霧島市のホームページからもダウンロードできます。

ホーム＞まちづくり・産業・企業誘致＞農業・畜産＞農業委員会

（4）　受付期間

令和５年１２月６日（水）から令和５年１２月１５日（金）まで

※持参される場合は、市役所開庁日の午前８時１５分から午後５時までに提出してください。

※郵送される場合は、簡易書留にて郵送してください。**【令和５年１２月１５日必着】**

8　選定方法

提出された書類をもとに、霧島市農業委員会の委員の会議において、被推薦者及び応募者の審査（必要に応じて面接を行うことがあります。）を行い、推進委員を選定します。

なお、選定結果は、被推薦者、応募者及び推薦者（代表者）に通知します。

9　情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、霧島市ホームページにて、提出された書類に記載されている内容（住所、生年月日及び連絡先以外）を公表します。

１０　推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒８９９－４３９４

霧島市国分中央三丁目４５番１号

霧島市農業委員会事務局

【電　話】　０９９５－４５－５１１１　（内線　３５０１）

【E-mail】　noui@city-kirishima.jp